

## 立法のプロを 目指してみないか

**滝川 雄一** | 第2部第1課長  
(平成9年入局)

- ▶ 入局:平成9年(労働、地方行政、法務等)
- ▶ 係長級:平成13年~(国土交通、総務等)
- ▶ 出向:平成13年 人事院へ出向
- ▶ 課長補佐級:平成18年~  
(厚生、議院運営、財政金融等)
- ▶ 課長:平成25年~  
(農林水産、環境、総務、財政金融、厚生等)

### 法律を学んでいる皆さんへ

六法に自分が書いた条文が載る、皆さんはそんな経験をしてみたいと思いませんか。

私が学生時代に参議院法制局を目指したのは、学生時代に真剣に取り組んで学んだ法律の知識や考え方を存分に活かせる仕事に就きたい、そして、それまでは読むだけだった六法に載っている条文を自分でも書いてみたい、という思いからでした。

その思いが通じたのか、参議院法制局に採用され、それから20年以上が経ちましたが、受験時の思いを現実のものとしてでき、充実した職業生活を送ることができています。

次のページでは、携った法案のうち、成立したものを中心として一部のみを紹介していますが、立案した法案は、成立するものばかりではなく、提出されても審議されないものも多く、法案骨子の作成にとどまり提出すらされないものも少なくありません。

それでも、全国民の代表である参議院議員

から、国民のニーズも踏まえて法案の作成について依頼を受け、協議を重ね、議員の想いを法案にまとめ上げていくことは、我々にしかできない仕事です。議員から、立法のプロとして頼りにされていると感じることも多く、学生時代や就職後に身に付けた法的な知識や考え方を駆使して、形にしていくということ自体に、非常にやりがいを感じています。

立案に当たっては、法的な知識や考え方を身に付けていることを前提に、一貫した論理を基本として、言葉使いの一つ一つに細心の注意を払いつつ、多面的な角度から検証して条文等を練り上げていくことが必要となり、検討の際の内部の議論では若手でも臆せず意見を述べることも求められます。また、課長として依頼議員とのやり取りの最前線に立つように

なっているのは、依頼議員と円滑な意思疎通を図ることや、依頼議員の当初の考えどおりでは法案化が困難であっても代替となり得る案を提示することができるよう柔軟な発想をすることなどの重要性も痛感しています。

立法のプロを目指してみたい、そのように感じたならば、是非、参議院法制局の採用試験にチャレンジしてみてください。



### 係員級

#### 自分の書いた条文が六法に載った感動

採用1年目の平成9年に、内閣から提出された公職選挙法改正案に対する修正案の立案に携わり、これが可決されるという経験をしました。参議院議員の通常選挙の期日を前倒しする等のシンプルな内容の修正案でしたが、修正された法案が成立し、翌年発行された六法に、自分が書いた文言が含まれる公職選挙法の条文が載っているのを見たときは、感動したことを覚えています。

また、採用4年目の平成12年には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の

立案に携わり、これが成立するという経験をしました。社会問題化していたストーカー行為を処罰するなど、ストーカー行為等についての必要な規制やその被害者への援助を行うものであり、立案に当たっては、刑罰に関わるため明確な規範とすることに十分に気を使うとともに、執行に当たる省庁と様々な折衝を経る等の苦労がありましたが、その苦労が報われ、六法に全文を自分が書いた条文が載ったときには、感慨深いものがありました。



### 係長級

#### 前例のない法律の起案に取り組む

印象深いのは、平成15年に成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の立案に携わり、条文の起案をしたことです。生物学的な性と性の自己意識が一致しない性同一性障害者が家庭裁判所で性別の取扱いの変更の審判を受けることで、他の性別に変わったものとみなして民法その他

の法令の規定を適用することとするのですが、性別の取扱いを変えろという立法の例はそれまでにはなく、どのような規範として書くべきか、このような重大な効果を生じさせる要件をどのように書くか等について、手探りの状態で様々な書き方を考え、議論を重ねて条文を詰めていきました。また、法令の規定

の適用に当たり他の性別に変わったものとみなした場合に何か特別の措置を講ずる必要がないかどうか、性別が関係する法律の規定を網羅的に確認し、その結果、年金の関係で特例措置を設けることとしたことも、印象に残っています。

### 課長補佐級

#### ねじれ国会と東日本大震災への対応

平成21年と24年の2度の政権交代に前後して、参議院で野党が与党より多数を占めるといふ、ねじれ国会を経験しました。厚生を担当した際には、年金、医療等の関係で、野党が次々と法案を提出し、これが参議院で可決されることが続きました。

平成23年の東日本大震災後は、被災地の事業者が既存の債務に加えて事業を立て直すために新たに債務を負うという二重債務の問題が生じましたが、このような過大な債務を負った事業者の再生を図るための支援を行

う法人を新たに設立する「東日本大震災事業者再生支援機構法」の立案に携りました。条文の分量が多く、会社法等の多数の関係法律の条文も見比べながらの大変な作業でしたが、一刻も早い復興につなげたいという依頼議員の想いに応えるべく、精力的に取り組みました。当時もねじれ国会の状況にあり、参議院では野党のみの賛成で可決されましたが、その後、衆議院で法案を修正して成立させることについて与野党の合意が得られ、成立に至ったことは、貴重な経験となりました。



### 課長

#### 参議院の選挙制度をめぐり同時期に5法案を立案

参議院の選挙制度に関する平成30年の公職選挙法改正法の立案に携りました。

まず、参議院議員の定数を6人増やすとともに、比例代表選挙について、名簿登載者の一部に当選人となる順位を付けられることとし、この名簿登載者が優先的に当選人となるという特定枠の制度を導入する案を立案しました。特定枠の制度は、それまでにない仕

組みであり、規定の不備で選挙が実施できなくなることはないよう、条文の書き方には細心の注意を払いました。

この案とは別に、参議院議員の定数増をしないことを前提にした4法案の立案も同時期に行いました。特に、参議院の選挙制度を、都道府県よりも広い区域を選挙区とするブロック単位の選挙区選挙のみとする法案は、

公職選挙法の多くの規定を改正する必要がありましたが、それぞれの立案が効率的かつ円滑に進むよう課長として気を配りながら議員とともに全力で取り組みました。

これら5法案が同時に審議され、最初に紹介した案が成立しましたが、この改正による参議院選挙が令和元年に無事に行われた際には、安堵を覚えました。